答 申 第　１０１　号

平成１４年9月３０日

千葉県知事　堂 本　暁 子　　様

千葉県情報公開審査会

委員長　鶴 岡　稔 男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成１１年3月２９日付け保安第２１４号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成１０年１２月７日付けで異議申立人から提起された「火薬類輸入許可申請書とその添付書類」の公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

諮問第１４９号

答　　　申

第１　審査会の結論

千葉県知事は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開とした部分のうち、次の部分については公開しないことができるものであるが、その余の部分については公開すべきである。

１　火薬類輸入許可申請書の代表者印の印影、代理人の印影及び製造所名、事務所所在地・電話欄に記録された担当者名

２　火工品に関する書類（火工品の構造図、火工品の薬量に関する書類、火工品の組成に関する書類、火工品の薬量計算書及び火工品を説明する書類）

３　輸入割当申請書（許可証）の写しの申請者名・住所・記名押印又は署名（印影は除く。）、Ⅱ申請の明細中2.商品名・3.型及び銘柄（平成９年７月１６日保安指令第１２号の１７８施行分の火工品の薬量計算書と同様の部分を除く。）・4.原産地、通商産業大臣の記名押印の部分以外の部分

第２　異議申立人の主張要旨

１　異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成１０年１０月１２日付け保安第１４０号の１で行った「火薬類輸入許可申請書とその添付書類（平成９年４月２４日付け保安指令第１２号の２８、４月２５日付け保安指令第１２号の３１、５月２０日付け保安指令第１２号の７２、７月１６日付け保安指令第１２号の１７８、１２月２日付け保安指令第１２号の４０６）」（以下「本件文書」という。）の公文書部分公開決定の取消しを求めるというものである。

ただし、火薬類輸入許可申請書の「貯蔵又は保管場所」の部分並びに添付書類の委任状、発注に関する書類の写し、火薬庫の設置許可証の写し、火薬庫の完成検査証の写し、火薬庫の保安検査証の写し、貯蔵場所明細書及び火薬庫に関する許可証の写しについての非公開決定には異議申立てを行わないというものである。

２　異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1)　火薬類輸入許可申請書の非公開部分に関する非公開理由について

ア　火薬類輸入許可申請書の非公開部分は、事業者を特定できる項目（第３、２(1)の「事業者を特定できる項目」をいい、(1)において同じ。）、輸入の目的（保安指令第１２号の２８施行分）、製造所及びその年月日と３項目掲げ、事業者を特定できる項目は千葉県情報公開条例（平成１２年千葉県条例第６５号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和６３年千葉県条例第３号。以下「旧条例」という。）第１１条第３号該当により、非公開としているが、他の２項目は非公開理由が示されず非公開としているので、当然公開すべきだ。

イ　なお、製造所及びその年月日は事業者を特定できる項目としているが、別の箇所では事業者を特定できる項目とは別に掲げており、事業者を特定できる項目に該当するか否か、判断できない。

ウ　事業者を特定できる項目は、販売、営業上のノウハウに関する情報に当たり、公開することにより、法人等又は事業を営む個人に競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、旧条例第１１条第３号に該当するとし、代表者の住所・氏名・印影、事業所の名称、事務所所在地・電話、製造所及びその年月日がこの情報に該当するとしているが、製造所及びその年月日はその内容より事業者を特定することは困難であり、事業者を特定できる項目ではない。

エ　また、販売・営業上のノウハウに関する情報としては仕入れ価格・納入先などの情報が該当するが､事業者を特定できる項目はいずれもそれらと異なり､販売・営業上のノウハウに関する情報ではない。

オ　不利益を与える場合は、単なる蓋然性では足りず、不利益となることが客観的に明らかであることを要するとの解釈基準が判例で示されているが、これらの理由も明示されていない。よって、いずれも非公開とはならない。

カ　輸入許可申請の場合、かなり複雑な添付書類を提出することとなっており、製造業者と親密な関係にないと情報がもらえないようになっている。したがって、輸入先の事業者名が判明しても他の会社が入り込むのは難しい。製造業者と輸入業者との関係は密接であり、どの種類の火薬を輸入しているかという情報が判明しても、企業情報とまでは言えない。

(2)　添付書類の非公開理由について

ア　火工品に関する書類について

火工品の構造図、火工品の薬量に関する書類、火工品の組成に関する書類、火工品の薬量計算書及び火工品を説明する書類（以下「火工品に関する書類」という。）は、全てが非公開となっている。

(ｱ)　火工品の構造図に記載されている、火工品の取り付け構造図や火工品の内部の構造図は、取扱説明書、使用説明書、カタログ等一般に配付されている資料のものであり、生産技術上のノウハウに関する情報ではない。生産技術上のノウハウに関する情報とは製造過程に関するものであり、販売する商品に関する情報は生産技術上の情報ではなく、非公開情報ではない。

(ｲ)　火工品の薬量に関する書類に記載されている、火工品の部位ごと若しくは火工品の組成ごとの火薬量は、生産技術上のノウハウに関する情報ではなく、販売する商品に関しての情報であり、消費者が当然知るべき情報であって非公開とすると使用時に公共に対して安全かどうかの予測あるいは判断が行えないため、非公開情報ではない。

(ｳ)　火工品の組成に関する情報に記載されている、含まれている火薬類の組成又は種類別の割合は、販売する商品に関しての情報であり、消費者が当然知るべき情報で、使用されている火薬類自体が有害であるか否かの判断、あるいは使用時に有害なものを発生するか等を予測する上で必要であり、非公開とすると安全性についての判断が行えない。よって、非公開情報ではない。

(ｴ)　火工品の薬量計算書は、火工品の薬量に関する書類が公開すべき情報であるので、同様に公開すべき情報である。

(ｵ)　火工品を説明する書類に記載されている、取引先、総額は、営業上のノウハウに関する情報と認めるが、火工品の用途は一般に公開すべき情報であり、営業上のノウハウに関する情報とは認められない。

(ｶ)　平成５年厚生省・通商産業省告示第１号では化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針を定めており、また、平成４年労働省告示第６０号で化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針を定めているが、その中で、化学物質安全データシート（ＭＳＤＳ）について文書として交付することにより、化学物質の安全性に関する理解を深め、その安全な取扱いを推進し、もって国民の健康を保護する、あるいは化学物質等に関する適切な取扱いを促進し、もって化学物質等によ

る労働災害の防止に資するとされている。

化学物質安全データシート（ＭＳＤＳ）には、名称、成分及びその含有量等を記載するが、これらは公開することを目的とした情報であり、非公開とはならない。よって、火工品に関する書類に記載されている薬量、組成は成分、含有量に相当するため非公開とすることは、前記告示の目的である国民の健康の保護あるいは労働災害の防止に反することとなるため、本来公開しなければならない。

(ｷ)　以上より、全ての書類は旧条例第１１条第３号本文には該当しない。

(ｸ)　旧条例第１１条第４号該当性については、非公開内容が公開されると犯罪の予防を有効かつ効果的に行うことができなくなるとしているが、貯蔵場所明細書、盗難防止装置などが犯罪の防止に関する情報であり、火工品に関する書類に記載されている情報は犯罪の防止との因果関係になく、本来公開すべき情報である。

イ　輸入割当申請書（許可証）の写しについて

輸入許可申請書は国が作成した文書であり、県が独自の判断で非公開としたのではなく、国の公開基準に準じた内容が公開されていればよい。千葉県公文書公開審査会で国の公開基準に基づき非公開としたのか、県が独自の判断で非公開としたのか、確認を希望する。

通商産業省の輸入割当て文書は、過去に公開請求したことがあり、一部は不開示とされているが、事業者名、火薬類の種類と数量は開示されている。

ウ　火薬類販売許可証の写しについて

公開した場合は旧条例第１１条第３号該当により、競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるとしているが、どのような不利益が発生するのか不明である。

第３　実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

１　本件文書について

本件異議申立てに係る公文書は、火薬類を輸入しようとする者（以下「事業者」という。）から知事に対して申請された「火薬類輸入許可申請書とその添付書類」（平成９年４月２４日付け保安指令第１２号の２８、４月２５日付け保安指令第１２号の３１、５月２０日付け保安指令第１２号の７２、７月１６日付け保安指令第１２号の１７８、１２月２日付け保安指令第１２号の４０６施行分）である。

２　本件文書の内容及び非公開部分について

本件文書は、５つの申請それぞれに次の様に構成されている。

(1)　火薬類輸入許可申請書（部分公開）

記載内容

ア　代表者の住所・氏名・印影　　(非公開)

イ　事業所の名称　　(非公開)

ウ　事務所所在地・電話　　(非公開)

エ　職業　　(公　開)

オ　火薬類の種類及び数量　　(公　開)

カ　輸入の目的　　(公開、保安指令第１２号の２８施行分非公開)

キ　輸入先　　(公　開)

ク　製造所及びその年月日　　(非公開)

ケ　陸揚げ予定日　　(公　開)

コ　輸入港名　　(公　開)

サ　貯蔵又は保管場所　　(非公開)

（アからウ及びクの記載事項は、以下「事業者を特定できる項目」という。）

(2)　添付書類（全て非公開）

ア　火工品の構造図

イ　火工品の薬量に関する書類

ウ　火工品の組成に関する書類

エ　火工品の薬量計算書

オ　火工品を説明する書類

カ　輸入割当申請書（許可証）の写し

キ　火薬類販売許可証の写し

ク　委任状

ケ　発注に関する書類の写し

コ　火薬庫の設置許可証の写し

サ　火薬庫の完成検査証の写し

シ　火薬庫の保安検査証の写し

ス　貯蔵場所明細書

セ　火薬庫に関する許可証の写し

本件文書は、成田空港に陸揚げして火薬類を輸入する場合、事業者が知事に対し火薬類輸入許可を受けるために申請する申請書とその添付書類であり、旧条例第１１条第３号、第４号及び第５号により部分公開とした。

３　異議申立てのあった非公開部分について

異議申立ての対象となっている本件文書の非公開部分は、次のとおりである。

(1)　火薬類輸入許可申請書の事業者を特定できる項目、輸入の目的（保安指令第１２号の２８施行分）及び製造所及びその年月日

(2)　添付書類の火工品に関する書類、輸入割当申請書（許可証）の写し及び火薬類販売許可証の写しすべて

４　旧条例第１１条第３号該当性について

(1)　本号本文該当性について

ア　火薬類輸入許可申請書について

火薬類輸入許可申請書には、前記２(1)で示した項目が記載されており、旧条例第１１条第３号該当により、事業者を特定できる項目について非公開とした。

火薬類輸入許可申請書の記載事項のうち、事業者を特定できる項目を含まない事業者の職業及び当県に陸揚げされている火薬類の種類及び数量、輸入の目的、陸揚げ予定日、輸入先、輸入港名については、「競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与える」ものではないと解されるので先に公開した。

申請書記載の非公開事項は、事業者を特定できる項目であり、公開した情報と結びついて事業者の事業内容が判明されることになる。

よって、本件文書に係る事業者の火薬類の取引において競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

なお、申請書の製造事業所を非公開としているのは、輸入数量等が公開されており、その火工品を製造している事業所の日本国内での取引状況が推測でき、輸入品の流通形態が明らかになるので、製造事業所の事業活動情報に該当すると認められる。

また、保安指令第１２号の２８の輸入目的を非公開としたのは、事業者の名称が記載してあるからである。

イ　添付書類について

(ｱ)　火工品に関する書類について

a　火工品に関する書類には、輸入される火工品の使用場所や取り付け位置、その構造図、含まれる火薬の種類及び組成や数量だけでなく、その一部には、取引先の名称等が記載されており、旧条例第１１条第３号該当により非公開とした。

b　前記ア同様に検討すれば、火工品の構造図は、輸入しようとする火工品の取り付け構造図又は火工品内部の構造図が記載されており、生産技術上のノウハウに関する情報と認められる。

c　火工品の薬量に関する書類には、火工品の部位毎若しくは火工品の組成毎に火薬量が記載されており、生産技術上のノウハウに関する情報と認められる。

d　火工品の組成に関する書類には、含まれる火薬類の組成又は種類別の割合が記載されており、生産技術上のノウハウに関する情報と認められる。

e　火工品を説明する書類には、取引先、火工品の用途、総額等が記載されており、営業上のノウハウに関する情報と認められる。

f　そこで、これらの情報が公開されれば、内部資料として取り扱われている当該製品の技術又は取引上の内容を公文書公開請求者が容易に入手できることになる。

g　また、これらの書類には、事業者の名称又は取引先の名称等が記載されており、前記ア同様、本件文書に係る事業者の事業内容が公開されることになる。よって、事業運営に不利益を与えると認められる。

h　添付されている火工品に関する書類は、カタログ的なものだけでなく、輸入許可申請者と製造事業所・取引事業所との信頼関係において提供されたものであり、火工品の構造図や含まれる火薬の種類及び組成・薬量・配合比など、製品の機能や効果を発揮するための重要な技術情報である。例えば、火工品である煙火に関しては、使用している火薬の種類や配合比が、煙火の特色である色を決定するのに重要な要素となっている。

これを公開することは、当該製品の技術又は取引上の内容を請求者が容易に入手できることとなり、この情報により製品に関する技術の盗用などが予想され、事業活動において競争上の不利益を受けることとなるので、旧条例第１１条第３号により非公開とした。

火工品の消費者とは火薬類を現に取り扱うものであると解され、その製品の性質等の情報については販売事業者や製造事業者が消費者に周知すべきである。

(ｲ)　輸入割当申請書（許可証）の写しについて

a　輸入割当申請書（許可証）は、国が作成した文書であり、その写しには、申請者名と住所、印影、申請月日、予定輸入契約の概要（契約締結の時期・貨物船積みの時期・貨物入着の時期・価格条件及び単価・総額）、申請の明細（関税率表の番号等・分類符号・商品名・型及び銘柄・原産地・船積地域・数量及び単位「金額」）、割当て内容（割当数量及び単位（割当額）・証明書番号・割当月日・期間満了日・担保・通商産業大臣の条件の附与又は特別の有効期間の設定）が記載されており、旧条例第１１条第３号該当により非公開とした。

b　前記ア同様に検討すれば、輸入割当申請書（許可証）の写しには、事業者の名称及び輸入する火薬類の品目ばかりでなく、契約の概要、申請の明細等が記載されており、これらの情報が公開されれば、事業者の事業内容が公開されることになる。

c　火薬類の予定輸入契約の概要のうち価格条件等についても販売上の条件であり、販売・営業上のノウハウに該当すると認められる。

d　よって、本件文書に係る事業者の火薬類の取引において、競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

(ｳ)　火薬類販売許可証の写しについて

a　火薬類販売許可証の写しには、許可番号、許可年月日、事業者の名称、住所、販売所所在地及び販売する火薬類の種類が記載されており、旧条例第１１条第３号該当により非公開とした。

b　前記ア同様に、火薬類販売許可証の写しには、事業者を特定できる項目（許可番号、許可年月日、事業者の名称、販売所所在地等）が記載されており、これらの情報が公開されれば、先に公開した火薬類輸入許可申請書の記載事項の一部と結びついて本件文書に係る事業者の事業内容が判明されることになる。

よって、本件文書に係る事業者の火薬類の取引きにおいて、競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

(2)　本号ただし書該当性について

ア　火薬類輸入許可申請書について

(ｱ)　火薬類はその取扱いを誤ると重大な事故を引き起こすことがあり、また、犯罪行為等に使用されれば公共の安全が脅かされる。

(ｲ)　しかしながら、本件文書に係る火薬類の輸入のうち、がん具煙火については、火薬類取締法によって、含まれる火薬の種類と１個あたりの薬量に制限を加えてその安全性を確保しており、またこれ以外の火薬類の輸入については、事業者が火薬類販売営業許可を所持していることから、火薬類取締法に基づき行われる保安教育等によって適正な取扱いが行われるものと解される。

(ｳ)　また、本件文書に係る事業者は、火薬類を貯蔵する場所として許可を受けた火薬庫を確保し、その管理は火薬類取扱責任者のもと取り扱われているので、本号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当するとは認められない。

イ　添付書類について

火工品に関する書類、輸入割当申請書（許可証）の写し及び火薬類販売許可証の写しについては、前記アに同じ。

5　旧条例第１１条第４号該当性について

火薬類はその取扱いを誤ると、重大な事故につながることもあり、犯罪行為に使用されれば、公共の安全が脅かされる。

火工品に関する書類には、輸入される火工品の使用場所や取り付け位置、その構造図、含まれる火薬の種類及び組成や数量だけでなく、その一部には、取引先の名称等が記載されており、旧条例第１１条第４号該当により非公開とした。

火工品の使用場所、薬量、組成及び構造図の情報が公開されれば、火薬類の入手手段の参考となって、犯罪予防とその他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる。

6　旧条例第１１条第５号該当性について

輸入割当申請書（許可証）の写しには前記４(1)イ(ｲ)ａの内容が記載されており、同様に旧条例第１１条第５号該当により非公開とした。

国が所管する火薬類の輸入割当は、不当な火薬類の輸入を未然に防止し、国の安全保障と人の生命保護のために必要な輸入制限を行うものであり、県が行う火薬類輸入許可は、その輸入の目的の確認と公共の安全維持のため、保安上の観点から審査するものであって、両者の規制によって公共の安全が確保されている。

そこで、知事に申請する火薬類輸入許可申請にあっては、添付書類として輸入割当申

請書（許可証）の写しを求め、双方の整合性についても許可の判断としている。

当県に提出された申請書の添付書類については、県の公文書として取り扱われることになるが、輸入割当申請書（許可証）は、国（通商産業大臣）が発行する書類であって、国は、火薬類の輸入割当に係る一般への公開を行っていない。

そこで、県がこの内容を公開することは、国との協力信頼関係が損なわれるおそれがあると認められる。

第４　審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

１　本件文書について

本件文書は、「火薬類輸入許可申請書とその添付書類」（平成９年４月２４日付け保安指令第１２号の２８、平成９年４月２５日付け保安指令第１２号の３１、平成９年５月２０日付け保安指令第１２号の７２、平成９年７月１６日付け保安指令第１２号の１７８、平成９年１２月２日付け保安指令第１２号の４０６）であって、次のとおり構成されている。

⑴　火薬類輸入許可申請書

⑵　添付書類

ア　火工品の構造図

イ　火工品の薬量に関する書類

ウ　火工品の組成に関する書類

エ　火工品の薬量計算書

オ　火工品を説明する書類

カ　輸入割当申請書（許可証）の写し

キ　火薬類販売許可証の写し

ク　委任状

ケ　発注に関する書類の写し

コ　火薬庫の設置許可証の写し

サ　火薬庫の完成検査証の写し

シ　火薬庫の保安検査証の写し

ス　貯蔵場所明細書

セ　火薬庫に関する許可証の写し

2　実施機関が非公開とした部分及びその理由は次のとおりである。

(1)　非公開とした部分

ア　火薬類輸入許可申請書

(ア)　申請者の部分に記載されている「郵便番号・法人所在地」、「法人名及び印影」、「代表者氏名・代表者印の印影」及び「代理人氏名・印影」

(イ)　記載事項欄の「名称」、「事務所所在地・電話」、「輸入の目的（平成９年４月２４日付け保安指令第１２号の２８のみ）」、「製造所及びその年月日」及び「貯蔵又は保管場所」

イ　添付書類はすべて非公開

(2)　非公開とした理由

火薬類輸入許可申請書の非公開とした部分及び添付書類すべてについては旧条例第１１条第３号に該当するとして非公開とした。

また、火工品に関する書類については併せて旧条例第１１条第４号に、さらに輸入割当申請書（許可証）の写しについては併せて旧条例第１１条第５号に、それぞれ該当するとして非公開とした。

3　異議申立人が異議申立てを行っている非公開部分は次のとおりである。

(1)　火薬類輸入許可申請書

「貯蔵又は保管場所」以外の部分

(2)　添付書類

火工品に関する書類、輸入割当申請書の写し（許可証）及び火薬類販売許可証の写し

4　異議申立ての対象となっている本件文書の非公開部分はすべて旧条例第１１条第３号に該当するとしているので、まず、当該部分が旧条例第１１条第３号に該当するかどうかについて判断し、なお必要があればその余について判断する。

5　旧条例第１１条第３号該当性について

(1)　本号本文該当性について

ア　火薬類輸入許可申請書について

(ア)　火薬類輸入許可申請書の非公開部分は前記２(1)のとおりであり、当該部分を

公開すると、先に公開した情報と結びついて事業者の事業内容が判明することになり、事業者の火薬類の取引において競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められると実施機関は主張するので、以下検討する。

(ｲ) 確かに実施機関が主張するように非公開部分を公開すると先に公開した情報と結びついて事業者の事業内容が判明することは考えられるが、一般の事業者であれば年間の事業内容については決算を行い公表するか、又は求められれば公開していると考えられるので、当該部分は競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えると認められるとまではいえない。

したがって、本号本文に該当しないと判断する。

(ｳ) なお、製造所名については、異議申立人の主張のように、製造業者と輸入業者との関係が密接であれば、なおさら、当該関係を築くのは販売、営業上のノウハウに関する情報に当たると認められ、本号本文に該当すると判断する。

また、代表者印の印影及び代理人の印影は、内部管理に属する情報と認められ、本号本文に該当すると判断する。

イ 添付書類について

(ｱ) 火工品に関する書類について

火工品に関する書類について、実施機関は生産技術上のノウハウに関する情報、営業上のノウハウに関する情報と認められるとして、全て非公開としているので、以下検討する。

火工品に関する書類の中には確かにカタログ的なものもあるだろうが、すべてではなく、事業者間の信頼関係から提供されたものも当然含まれると考えられる。火工品の構造図や含まれる火薬の種類及び組成・薬量・配合比など、製品の機能や効果を発揮するための重要な技術情報と認められる。

したがって、火工品に関する書類は本号本文に該当すると判断する。

(ｲ) 輸入割当申請書（許可証）の写しについて

ａ 輸入割当申請書（許可証）の写しについては、旧条例第１１条第３号に該当し非公開としているが、前記ア(ｲ)で検討したとおり、火薬類輸入許可申請書と同様の情報は、本号本文に該当しないと判断する。

したがって、申請者名・住所・記名押印又は署名、Ⅱ申請の明細中2. 商品名・3. 型及び銘柄・4. 原産地の部分は本号本文に該当しない。

b　また、通商産業大臣の記名押印については、公開しても競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与える情報とまでは認められないので、本号本文に該当しない。

c　ただし、代表者印の印影及び代理人の印影の部分は前記ア(ｳ)で、平成９年７月１６日保安指令第１２号の１７８施行分における3.型及び銘柄中火工品の薬量計算書と同様の部分は前記(ｱ)で、それぞれ検討したとおり、本号本文に該当すると判断される。

d　その余の部分については、輸入割当申請の際に記載した事業者の情報及び割当許可等の情報であり、事業者の内部管理に属する情報であると認められ、本号本文に該当すると判断する。

(ｳ)　火薬類販売許可証の写しについて

火薬類販売許可証の写しについては、旧条例第１１条第３号に該当し非公開としているが、前記ア(ｲ)で検討したとおり、本号本文に該当しない。

(2)　本号ただし書該当性について

前記ア(ｳ)、イ(ｱ)及び(ｲ)で本号本文に該当するとした情報は、ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないことは明らかである。

6　旧条例第１１条第４号該当性について

火工品に関する書類については、旧条例第１１条第３号に該当し公開しないことができると判断されたので、本号該当性については検討・判断を要しない。

7　旧条例第１１条第５号該当性について

実施機関は輸入割当申請書（許可証）の写しが本号に該当する旨主張するので以下検討する。

本号は、県と国等との協力関係、信頼関係を維持するために定めたものであり、輸入割当申請書（許可証）の写しが本号に該当するには、次の二つの要件を満たすことが必要である。

(1)　国、他の地方公共団体又はその他の公共団体（以下「国等」という。）からの協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は収受した情報であること。

(2)　公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるものであること。

(1)の「協議、依頼等」とは、協議、依頼、照会、委託など、国等の発意に基づき

実施機関が受身の立場で行うものをいい、その場合に依頼等に基づいて新たに作成し、又は取得した情報をいうと解される。輸入割当申請書（許可証）の写しは、事業者が輸入許可申請を行う際に添付した文書であって、国等からの協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は収受したものとは認められない。

したがって、輸入割当申請書（許可証）の写しは本号に該当しないと判断する。

８　旧条例第１１条第２号該当性について

実施機関は主張していないが、旧条例第１１条第２号に該当すると考えられる部分があるので、以下検討する。

平成９年４月２５日付け保安指令第１２号の３１の火薬類輸入許可申請書の事務所所在地・電話欄に記録された担当者名、輸入割当申請書（許可証）の写しに記録された個人の印影の部分は、明らかに特定個人を識別することができる情報であるので旧条例第１１条第２号本文に該当すると認められ、また、ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないと認められる。

９　結論

以上により、結論は次のとおりである。

⑴　火薬類輸入許可申請書で非公開とした部分のうち、代表者印の印影、代理人の印影及び製造所名の部分は旧条例第１１条第３号に、また事務所所在地・電話欄に記録された担当者名の部分は旧条例第１１条第２号に、それぞれ該当し公開しないことができるが、その余の部分については公開すべきである。

⑵　火工品に関する書類（火工品の構造図、火工品の薬量に関する書類、火工品の組成に関する書類、火工品の薬量計算書及び火工品を説明する書類）を非公開とした実施機関の決定は妥当である。

⑶　輸入割当申請書（許可証）の写しで非公開とした部分のうち、申請者名・住所・記名押印又は署名（印影は除く。）、Ⅱ申請の明細中2. 商品名・3. 型及び銘柄（平成９年７月１６日保安指令第１２号の１７８施行分の火工品の薬量計算書と同様の部分を除く。）・4. 原産地、通商産業大臣の記名押印の部分は旧条例第１１条第３号及び第５号に該当しないので公開すべきである。

⑷　火薬類販売許可証の写しは公開すべきである。

第５　審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
１１．　３．２９	諮問書の受理
１１．　５．　６	実施機関の理由説明書の受理
１１．　６．１５	異議申立人の意見書の受理
１２．　５．２４	審議
１３．１１．２８	審議 実施機関から非公開理由の聴取
１４．　３．２７	審議 異議申立人から意見の聴取
１４．　５．３１	審議
１４．　６．１８	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第２部会委員

氏名	職業等	備考
岩　間　昭　道	千葉大学教授	
大　友　道　明	弁護士	
鶴　岡　稔　男	千葉家庭裁判所家事調停委員	部会長
福　武　公　子	弁護士	

(五十音順：平成１４年6月１８日現在)